

令和6年度
定期総会要項

東京都公立学校退職教頭・副校長会連合会

1 令和5年度

行事報告 要請活動と新年会以外は14:00~16:00 弘済会会議室を使用

令和5年度行事の報告

令和5年	6月7日(火)	総会準備のための原案検討
	6月21日(火)	定期総会
	9月13日(火)	要請文の検討
	12月20日(火)	東京都教育委員会へ要請活動
令和6年	1月29日(日)	賀詞交換会
	2月19日(日)	講演会実施
	3月14日(火)	年度の反省と次年度予定の検討

令和5年度 決算報告

単位：円

収入の部	金額	摘要
前年度繰越金	54,015	
令和5年度分担金	15,000	5,000×3部会
研究助成金収入*	500,000	HP開設・維持、連合会報、研究費他
新年会残金*	1,222	
収入額合計(W)	570,237	

支出の部	金額	摘要
新年会名札	2,904	
通帳手数料	550	
研究助成金支出	500,000	HP開設・維持、連合会報、研究費他
支出額合計(X)	503,454	
残高(W-X)	66,783	
次年度繰越額	66,783	

【凡例】*印は、日本教育公務員弘済会から教育研究活動の助成を目的として交付されたもの。
上記の通り、報告いたします。

令和6年3月31日

連合会会計 堀江 徹 ㊞

2 令和6年度

行事予定

要請活動と新年会以外は14:00~16:00 弘済会会議室を使用

年間行事(案)

令和6年	6月4日(火)	総会準備(原案作成)
	6月27日(木)	定期総会
	9月10日(火)	要請文検討会
	11月中を目途にして	要請活動(都教委へ)
令和7年	1月25日(土)	連合会新年会(13:00~) 予定
	3月11日(火)	年度反省、次年度予定作成

令和6年度 予算(案)

令和6年4月1日

単位:円

収入の部	金額	摘要
前年度繰越金	66,783	
令和4年度分担金	15,000	5,000×3部会
研究助成金収入*	500,000	HP維持、連合会報、研究費他
収入予定額合計(Y)	581,783	

支出の部	金額	摘要
都庁要請活動費、本部連絡費	6,000	
研究助成金支出	500,000	HP維持、連合会報、研究費他
支出予定額合計(Z)	506,000	
残高予定額(Y-Z)	75,783	
次年度繰越予定額	75,783	

【凡例】*印は、日本教育公務員弘済会から教育研究活動の助成を目的として交付されたもの。

『新年会』は、その都度決済し、残金は会費に繰り入れる。不足時は、会費で充当する。

3 令和6年度連合会役員名簿

※(会員ページに掲載)

4 令和6年度連合会事業計画（予定）

- 1) 教育庁との懇談会（5月）
- 2) 東京都教育委員会への教育についての要請活動
- 3) 教育課題に関するアンケート調査の実施（8月）
- 4) 講演会の実施
- 5) 各部会の研修会
- 6) 都立高校一般入試及び推薦入試の指導（12月から1月）
- 7) 高校生による中学生のための学校説明会の支援
- 8) 子ども囲碁教室と学習会の開催（毎月第一土曜日）
- 9) 小学校、中学校、高校保護者との教育懇談会
- 10) 小学校、中学校、高校の授業見学
- 11) オンライン化への取り組み
- 12) 教員採用試験セミナーの開催
- 13) その他

東京都教育委員会
教育長 浜 佳葉子 様

東京都公立学校退職教頭・副校長会連合会
会長 前川 法久
東京都公立小学校退職教頭・副校長会
東京都公立中学校退職教頭・副校長会
東京都立学校退職教頭 ・ 副校長会

要 請 書

私たちは、現職時「学校運営の要」として多くの教育課題に取り組み、貴教育委員会のご指導やご支援を得てその職責を果たし、学校教育の充実に全力を尽くして参りました。また、退職後も次代を担う子どもたちの教育について、それぞれの立場で関わり東京都の教育のために尽力しております。

東京都では、都民からの教育への課題が多く寄せられており、以下の要望事項についてご高配を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

要 望 事 項

1. 退職した教頭・副校長について

- (1) 退職した教頭・副校長が学校包括支援員や副校長支援員となることが増えています。学校包括支援員や副校長支援員の全校配置をお願いします。
- (2) 退職教頭・副校長は、非常勤教員として学校運営に参画しています。しかし、非常勤教員の情報環境が不十分で不便を感じています。校内のネット環境の改善をお願いします。
- (3) 退職教頭・副校長は、非常勤講師として働いております。非常勤講師の祝日における勤務の割り振りについて、常勤職員と同じ扱いをお願いします。
- (4) 教員を増やす取り組みとして都内教員養成系大学等での PR のために、退職教頭・副校長の活用をご検討ください。

2. 現職にある副校長について

- (1) 副校長の職務について、学校包括支援員や副校長支援員との職務分担を明確にするようお願いいたします。例えば、非常勤講師任用の業務、地域連携や外部からの情報担当並びにホームページの管理など任せることをご検討ください。
- (2) 非常勤講師任用の手続きの書類が多く、副校長の業務負担を増やしています。非常勤講師名簿への登載者を増やす工夫をお願いします。
- (3) 副校長は、相変わらず長時間の超過勤務に携わっています。副校長の休職者を無くすために、副校長の働き方改革を一層推進するようお願いいたします。

3. 教育一般について

- (1) 教員給与の低さから教員不足が深刻化しています。教員給与の大幅アップを実施し、超過勤務に相当する手当の支給をお願いします。
- (2) 東京では、熱中症警戒アラートが何度も発令されています。しかし、屋外での運動禁止が徹底されておらず、各学校に対応が任されています。全面的な屋外での運動禁止をお願いします。
- (3) 教員によるパワハラや性被害が起こっています。教員が性加害者にならないように服務規律の徹底をお願いします。
- (4) 予算、人材や設備での区市町村による地域の学校間格差が大きくなっています。例えば、部活動予算などの学校間格差の是正をお願いします。

東京都公立学校退職教頭・副校長会連合会会則

第一章 総 則

- 第 1 条 本会は東京都公立学校退職教頭・副校長会連合会という所在地を会長宅とする。
- 第 2 条 本会は東京都公立小学校・東京都公立中学校・東京都立学校退職教頭・副校長会（以下都小・都中・都立学校退職教頭・副校長会という）相互の連携を密にし併せて教育の振興に寄与することを目的とする
- 第 3 条 本会は前条の目的を達成するため次の事業を行う
- 1 教育振興の為の事業
 - 2 役員会が企画する事業
 - 3 会員相互の親睦

第二章 会員・役員

- 第 4 条 本会は都小・都中・都立学校退職教頭・副校長会で構成する
- 第 5 条 本会に次の役員を置く
- | | | | | | |
|--------|-----|-------|-------|------|---------|
| 1 会長 | 1 名 | 2 副会長 | 1 2 名 | 3 理事 | 1 2 名以上 |
| 4 事務局長 | 1 名 | 5 監事 | 3 名 | 6 顧問 | 若干名 |
- 第 6 条 役員を選出は次の通り行い総会の承認（多数決）をうる
- 1 会長は役員会により選出する
 - 2 副会長は都小・都中・都立学校退職教頭・副校長会より各 4 名選出する
 - 3 理事は都小・都中・都立学校退職教頭・副校長会より各 4 名以上選出する
 - 4 事務局長は会長が委嘱する
 - 5 監事は都小・都中・都立学校退職教頭・副校長会より各 1 名を選出する
 - 6 顧問は役員会の推薦による
- 第 7 条 会長は会務を統括し本会を代表する 副会長は会長を補佐し会長事故ある時はその職務を代行する
- 第 8 条 理事は 1 庶務 2 企画 3 会計 の業務を行う 各担当者は会長が委嘱する
- 第 9 条 事務局長は本会運営に関する事項を整理し役員等の任務を補佐する
- 第 10 条 監事は本会の経理を監査する
- 第 11 条 役員任期は 2 年とする ただし再任を妨げない
任期中での選出の場合は前任者の残任期間とする
- 第 12 条 顧問は必要に応じて本会の諮問を受ける

第三章 会 議

- 第 13 条 本会の会議は総会・役員会とし会長がこれを招集する
- 第 14 条 総会は会則の変更（多数決）、役員及び予算・決算の承認（多数決）、事業・企画などの重要事項を審議する
- 第 15 条 役員会は必要に応じて開き会務について協議する

第四章 会 計

- 第 16 条 本会の会計は分担金及び寄付金その他をもって充てる
- 第 17 条 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日から始まり 3 月末日に終わる

第五章 付 則

- 第 18 条 本会則は昭和 62 年 7 月 17 日（設立年月日）より施行する

改正	平成 6 年	6 月 18 日
改正	平成 12 年	6 月 24 日
改正	平成 16 年	6 月 23 日
改正	平成 17 年	6 月 22 日
改正	平成 18 年	10 月 6 日
改正	令和 4 年	6 月 21 日

(公財)日本教育公務員弘済会東京支部教育振興事業選考委員会について

当会における教育振興事業選考委員会の概要は以下の通りです。

〈選考委員会の構成〉

- | | | |
|-------------------|----|-----------|
| 1. 学識経験者 | 1名 | |
| 2. 退職校長会より | 4名 | (異なる校種から) |
| 3. 退職教頭・副校長会連合会より | 4名 | (異なる校種から) |
| 4. 支部長が推薦する者 | | |

〈選考委員の役割〉

○弘済会の公益事業について以下の選考等を行う

1. 奨学金貸与・給付候補者の決定等
2. 一般研究助成金交付候補者の決定等
3. 団体研究助成候補者の決定等
4. 研究助成奨励金候補者の決定等
5. 教育文化奨励金候補者の決定等
6. へき地学校支援事業候補者の決定等
7. その他、公益事業に係る助成の決定等

2023年度教育振興事業選考委員会 選考委員推薦名簿

貴団体名 東京都公立学校退職教頭・副校長会連合会

貴会での役職名	氏名	最終勤務校	職名
小学校 庶務	豊田 英昭	北区柳田小学校	副校長
中学校 副会長	西川 順	青梅市立第一中学校	教頭
中学校 理事	福岡 健	葛飾区立亀有中学校	副校長
都立学校 副会長	大河内 保雪	都立松原高等学校	副校長

* 弘済会からの委嘱期限に合わせて検討する。

公益財団法人日本教育公務員弘済会教育振興事業選考委員会規程

(目 的)

第1条 この要項は、公益財団法人日本教育公務員弘済会が行う各種団体・個人等に対する貸与・給付奨学金、助成金及び奨励金等教育振興事業の適正な選考を図るため、その機関として教育振興事業選考委員会(以下「委員会」という。)を設置し、その適正な執行を図ることを目的とする。

(役 割)

第2条 委員会は、実施する教育振興事業の適正な選考を図るため、必要な事項を審議し、その結果を支部長に報告する。

(組 織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び専門家を含む委員若干名をもって組織する。

- 1 委員長(学識経験者・学者文化人)、副委員長及び委員は、専門家、教育関係者(校長会など団体出身者)等から支部長が委嘱し、任期は1期2年、通算4期8年までとする。

(委員長の職務)

- 第4条
- 1 委員長は、委員会を招集し、会務を掌理する。
 - 2 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を行う。

(会 議)

- 第5条
- 1 委員会は、委員の過半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
 - 2 委員会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
 - 3 前項の議事について、特別の利害関係を有する選考委員は議決に加わることができない。
 - 4 会議は、出席委員の過半数の議決により非公開とすることができる。
 - 5 前項により非公開とした場合は、選考過程、採否の理由等も非公開とする。

(意見の聴取)

第6条 委員会は教育振興事業の適正化を図るため必要があると認めるときは、担当責任者の出席を求め、意見を聴取することができる。

(議事録)

- 第7条
- 1 委員会の選考過程、結果等については、議事録を作成する。
 - 2 議事録等には、選考委員長が記名押印するものとする。

(選考結果の公表)

第8条 選考結果は、ホームページ等で公表する。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

平成21年5月14日 制定施行

平成24年4月1日 改正施行

平成27年6月5日 改正施行

平成31年4月1日 改正施行

なお、改正施行日時点で任期が8年を超えている委員については、2020年度末までに終了とします。



東京都立学校退職教頭・副校長会連合

事務局 東京都文京区湯島 4-12-2-102

〒134-0034 電話 03-5809-0821 FAX03-5809-0863